

平成30年度決算に基づく資金不足比率の公表について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が公布されました。

これにより、すべての地方公共団体において平成19年度決算から、財政健全化にかかる各指標の公表が義務付けられました。

このため、次のとおり平成30年度決算に基づく資金不足比率についてお知らせします。

資金不足比率	経営健全化基準
—	20.0%